

調 査 の 概 要

学校保健統計調査は、統計法に基づく基幹統計として、文部科学省が地方公共団体を通じ昭和 23 年度から毎年実施している。(昭和 23 年度から昭和 34 年度までは、統計の名称を学校衛生統計として実施。)

1 調 査 の 目 的

学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。

2 調 査 範 囲 及 び 対 象

(1) 調査の範囲は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）とする。

(2) 調査の対象は、調査実施校に在籍する満 5 歳から 17 歳（平成 24 年 4 月 1 日現在）までの幼児、児童及び生徒の一部とする（抽出調査）。

【平成 24 年度 東京都の調査実施校数及び調査対象者数】

項 目	調 査 実 施 校 数	調 査 対 象 者 数			
		発 育 状 態 調 査		健 康 状 態 調 査	
幼稚園(5歳のみ)	63校	2,772人	調査実施校の男 女 別 各 22人	5,268人	調査実施校の在学者全員
小 学 校	69校	6,624人	調査実施校の年齢別男女別各 8人	34,633人	調査実施校の在学者全員
中 学 校	53校	6,360人	調査実施校の年齢別男女別各 20人	24,990人	調査実施校の在学者全員
高 等 学 校	60校	5,400人	調査実施校の年齢別男女別各 15人	48,260人	調査実施校の在学者全員

3 調 査 事 項

(1) 幼児、児童及び生徒の発育状態（身長、体重及び座高）

(2) 幼児、児童及び生徒の健康状態（疾病・異常等）

※疾病・異常等の詳細は、「付録 学校保健統計調査 用語の解説」を参照

4 調 査 期 日

学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に実施。

5 調 査 方 法

自計方式であり、調査実施校からの回答は、「政府統計共同利用システム」によるオンライン回答または紙調査票の提出による。

6 調 査 系 統

文部科学大臣 — 東京都知事 — 調査実施校の長